

Clair Law Firm
Best practice for clients

平成20年5月2日

お客様 各位

弁護士法人クレア法律事務所

<http://www.clairlaw.jp/>

代表社員弁護士 古田 利雄

事務所名称変更のご案内

拝啓

時下ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

さて、当事務所は、東京法務局訟務部長、司法試験委員（商法）、福岡高裁部総括判事、千葉家裁所長などを歴任された星野雅紀氏が当事務所に客員として就職されたこと、近く川合晋太郎弁護士（平成5年弁護士登録）が社員（パートナー）として加入されること、佐川明生弁護士（平成12年弁護士登録）及び鈴木理晶弁護士（平成15年弁護士登録）もそれぞれ相当の実力をつけてきたことに伴い、去る4月30日をもって、「弁護士法人古田アンドアソシエイツ法律事務所」という旧名称を「弁護士法人クレア法律事務所」に変更いたしました。

新ホームページURL：<http://www.clairlaw.jp/>

クレア（Clair）という名称は、事務所内で候補を募った末に選出されたものですが、発案者（佐藤未央弁護士）は、ラテン語の Claire（聡明）や Create（創造する）から発想したそうです。

今日、クレア（Clair）という言葉には、我が国の社会において共有された意味はないと思われませんが、近い将来、「専門性の高い実践的な法律事務を提供する弁護士法人」を指す言葉にすべく、職員一同努力する所存です。

名称変更は、当法律事務所の法人格を変更するものではありませんので、委任契約書や顧問契約書等を改めて締結していただく必要はありませんが、お申し出があれば、差し替えさせていただきます。また、住所、電話番号、ファクシミリ番号に変更はございません。

お客様各位の一層のご繁栄を祈念するとともに、今後とも、倍旧のご指導ご鞭撻をお願い申し上げます。

敬具